

医療的ケア児支援協議会の設置について

1 設置の背景と経緯

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が増加している。
- 児童福祉法の改正(平成28年6月施行)により、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年6月公布、同年9月施行)において、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるようにするため、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、保育所及び教育の拡充に係る施策、その他日常生活における必要な施策を実施するよう規定した。
- 障がい者(児)福祉計画第7次中期計画、第2期障がい児福祉計画(令和3年3月策定)において、医療的ケア児支援を施策に位置づける。

2 設置目的

- 在宅における医療的ケア児とその家族を地域で支援することができるよう、関係機関等が連携し、地域の課題や支援策等について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的とする。

3 医療的ケア児の定義

- 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍する者を含む)
※医療的ケア児支援法第2条
- 知的・肢体に障がいはないが医療的ケアが必要な子どもや、重症心身障がい児までいる。

4 構成員

- 保健, 医療, 福祉, 教育, 保育の行政担当者及び障がい福祉サービス事業所等の従事者, 当事者団体の代表者

5 開催頻度

年1~2回